

説3は華人のケースのみで成立した。

②華人の場合、男女間にGM食品に対する抵抗感およびGM技術に関する知識量に明瞭な差はなかった。一方、マレー人の場合には、明らかに女性の抵抗感が強かった。このことから、仮説2はマレー人では成立するものの、華人では成立しないといえる。

③マレー人女性のGM食品への抵抗感が際立って強いという結果が得られた。ただし、華人に比べて概してGM技術に関する知識が乏しいマレー人男性については、GM食品に対する抵抗感について、華人との間に明瞭な差は認められなかった。このことは、仮説3が部分的にしか成立しないことに加えて、GM技術に関する知識量の差以外の要因がGM食品の受容性に大きな影響を及ぼしていることを示唆している。

④上記③の結果は、単なる消費者の啓蒙だけではGM食品が普及しない可能性を示唆している。

第1851回（5月22日）

農業・農村の多面的機能と その政策適用について

嘉田 良平

1. 「多面的機能」論の背景と意義

食料・農業・農村基本法の重要な柱として、農業・農村の有する多面的機能が内外から注目されている。いうまでもなく、この多面的機能とは、農業生産（農産物供給）以外の、市場からその対価を支払われることのない役割であり、経済学的には外部経済効果として発現する諸機能を指す。

多面的機能論が登場してきた背景なり意義について、次の3点を指摘しておきたい。第1に、この多面的機能がWTO（世界貿易機関）次期農業交渉の一つの重要な争点として、日本提案の中に明確に位置づけられていることである。第2に、OECDその他の国際機

関において新たな国際農業政策の枠組みづくりとの関連で、その概念の整理と政策的含意の検討が進められつつあることである。第3に、わが国では1999年に食料・農業・農村農基法が制定され、翌年の同基本計画、それらに基づく新たな農業環境政策や直接支払い制度の導入などの政策展開がみられるが、これらはいずれも多面的機能に深く関連する政策として位置づけられる。

2. 多面的機能の類型と経済学的特質

この農業・農村の多面的機能の内容であるが、通常、次のように分類される。それらは、①食料安全保障機能（量的・質的側面があり、資源の劣化問題等も含む）、②国土保全機能（水源かん養、土砂・土壌流出防止、その他の防災機能など）、③環境保全機能（生物生態系保全、生物多様性の確保、水質浄化機能など）、④景観・アメニティー（空間）提供機能、そして⑤農村文化・伝統継承機能などである。

これらの多面的機能は、国や地域ごとの諸条件に応じてそのあり方や重要性は大きく異なるが、環境（公共）経済学的には次の3つの共通する性質を有している。

第1に、多面的機能には取引可能な市場（したがって市場価格）が存在せず、農業生産による外部経済（不経済）効果として発現することである。したがって、市場の失敗が起こりやすい財あるいはサービスであると言える。第2に、これらは非競合性と非排除性という性格を有することから、公共財として位置づけられることである。ただし、その受益範囲は特定の地域内に限定されることが多く、その意味では必ずしも純粋公共財ではなく、地域公共財としての性格が強いと言えるであろう。第3の特質は、結合性（jointness）である。つまり、これらの多面的機能は農業生産と密接不可分であり、両者は一体的に生産されることが多いということを意味している。

3. OECDにおける多面的機能をめぐる主要論点

これら三つの性質について、OECDでは1998年の大臣会合以来、多面的機能の概念規定とその政策上の意味に関して専門家によりさまざまな検討がなされてきた（詳しくは、

Multifunctionality: Towards an Analytical Framework, OECD, 2000 年を参照のこと)。この中でひとつの重要な争点となったのが、上記の結合性の問題である。つまり、農産物と非農産物（多面的機能）の生産に関する一体性の性質とその程度（結合性）が主要な検討課題とされてきた。その最大の理由は、もし両者に結合性が全くないか、あるいは非常に弱ければ、両者は分離して供給（提供）することが可能だからである。逆に、両者の結合性が非常に強ければ、農産物の生産水準の変化は非農産物の供給水準を同様に変化させることになる、さまざまな問題を引き起こすことになるからである。

2001 年 7 月に開催される OECD 多面的機能ワークショップでは、この結合性について次の 3 点が各国レポートの中で検討されることになった。①農産物と非農産物との間にはどの程度の結合性が存在するのか、そしてそれは農法や技術の変更によって変化しうなのか。②多面的機能に関連してどのような「市場の失敗」があるのか。そして、③市場の失敗が発生する場合、政府の政策介入あるいは非政府供給（市場の創設あるいはクラブ財の提供など）のいずれが費用面で望ましいのか、というものである。

わが国においては、食料安全保障、国土・環境保全機能、生物多様性保全機能など、いずれにおいてもこの結合性はきわめて強いと考えられる。とくに水田農業ではこの結合性は強く、他の代替的方法では補完できないものが多いと言えよう。ただし、ケアンズ諸国などの一部の国々からは、農業生産と非農業生産の結合性は一般に低く、両者は分離可能ではないかと批判されており、今後の国際交渉上の大きな課題である。

市場の失敗の程度についても、農地の減少による洪水の多発などの例で示されるように、わが国の水田農業ではかなり大きいものと考えられている。当然、洪水防止などの国土保全機能に代替する市場創設のコストは膨大であり、非農業的手段の導入はきわめて非現実的と思われる。

4. 「多面的機能」の政策適用について

以上のように、「多面的機能の十分な発揮」

は今後の重要な農政課題であるが、そこにはさまざまな検討すべき課題が横たわっている。そこで最後に、政策適用上の課題について整理しておこう。

第 1 に、経済学的には受益者（汚染者）負担の原則を適用することが望ましいが、現実にはその採用は非常に困難である。受益者の面的広がりや特定化の困難性、時間軸のとり方、フロー・ストック間の不可分性などの問題がそこには横たわっている。

第 2 に、多面的機能の政策適用に際しては、環境便益の価値の大きさの適正な把握（経済評価）とその統計的信頼性が求められるが、なお研究蓄積は不十分である。また、農業生産に起因する外部不経済の問題についても今後、十分な検討を深める必要性があろう。

最後に、適正な政策手段の選択と妥当な保護水準の決め方に加えて、コスト負担のあり方と合意形成の問題をどう考えるかが問われる。いずれにせよ、多面的機能に関する本格的な検討と研究蓄積が不可欠であることは疑いない。

第 1852 回（5 月 29 日）

構造政策と地域

（横浜国立大学）田代 洋一

農業基本法から新基本法への移行は、構造政策から経営育成政策への転換に象徴される。構造政策の達成は依然として農政最大の目標ともいえるが、その主たる手法が経営体の育成政策に転じたという意味でもそういえる。経営育成政策が経営の内部環境を整えることだとすれば、構造政策は経営体と地域との関係を整理することにより経営体の外部環境を整えることにある。本報告は、その展開の場としての地域と構造政策の关系到留意し、ここ 5 年ほどの報告者の農村調査に即して論点整理を行った。

まず高齢農家アンケート調査の結果から、